

介護保険負担限度額認定更新のお知らせ

介護保険負担限度額認定とは

介護保険施設への入所やショートステイを利用したときの居住費・食費の費用は自己負担になります。ただし、市町村民税非課税世帯の方は、負担限度額認定申請により居住費・食費の上限額（負担限度額）が定められ、費用負担が軽減されます。

現在交付されている負担限度額認定証は有効期限が令和3年7月31日までとなっています。

令和3年8月1日以降も継続して利用される場合は更新申請が必要です。

令和3年6月30日時点で認定証の交付を受けている方に対して、市より「更新のお知らせ」をお送りします。

受付期間

令和3年7月1日（木）～令和3年8月31日（火）

午前8時30分～午後5時15分（※正午～午後1時、土日祝日を除く）

新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、窓口での混雑を避けるため、あらかじめお知らせに同封した申請書にご記入いただき、必要書類をご用意の上ご提出ください。 ※郵送でのお手続きも可能です。

注意事項

今年度は、預貯金通帳等の写しの提出が必要です。詳細は「更新のお知らせ」をご確認ください。

【申請・問合せ】市役所介護長寿課 給付認定係 電話：0980-87-6022

介護保険負担割合証について 7月中旬から郵送

現在お持ちの介護保険負担割合証（緑色）の有効期限は7月末までとなっております。

要介護（支援）認定等を受けている方に、8月から使用する負担割合証を7月中旬～下旬に郵送しますので、負担割合証が届きましたら、内容をご確認ください。

本人の住所（介護長寿課にて送付先変更届けを出されている方は指定の住所）への発送となります。

【問合せ】市役所介護長寿課

給付認定係 ☎ 0980-87-6022

◇利用者負担（1割・2割・3割）が記載されています。

介護保険負担割合証	
交付年月日 年 月 日	
番号	
住所	
フリガナ	
氏名	
生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日
性別	男・女
利用者負担の割合	適用期間
割	開始年月日 平成 年 月 日 終了年月日 平成 年 月 日
割	開始年月日 平成 年 月 日 終了年月日 平成 年 月 日
保険者番号並びに保険者の名称及び印	

◇住所、氏名、生年月日などをご確認ください。

大規模小売店舗立地法に基づく届出書等の縦覧

下記のとおり届出の縦覧を行っています。

届出の概要・大規模小売店舗の名称及び所在地

名称：パースデイ・シャンブル八重山ファッションモール店

所在地：字大浜南大浜 428 番地 5 ほか

期間：令和3年9月21日まで（休日を除く）

午前8時30分から午後5時15分まで

場所：市役所商工振興課 ☎ 0980-82-1533